

神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内外の観光客が神奈川県内に安全に安心して滞在できる受入環境、又は外国人観光客が県内の観光資源を快適に周遊できる受入環境の整備を促進するため、施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、県内の宿泊施設において旅館業を営む者をいう。ただし、次の各号に該当する者を除く。

ア 国及び地方公共団体

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者

(2) 観光施設

県内の別表1に掲げる施設をいう。

(3) 観光施設設置事業者

観光施設を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(4) 観光資源

神奈川県観光魅力創造協議会でとりまとめた観光資源をいう。

(5) 補助事業者

ア 次条第2項における補助事業者は、災害時対応を推進しようとする宿泊事業者又は感染症対策若しくは災害時対応を推進しようとする観光施設設置事業者であって、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

イ 次条第3項における補助事業者は、外国人観光客の県内の観光資源周遊を促進させようとする宿泊事業者以外の民間事業者であって、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(6) 国補助制度

観光庁が所管する訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、観光振興事業及び既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、「国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業」及び「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」とする。ただし、国補助制度において、国の認定を受けた事業、国の計画に位置付けられた事業又は補助金の交付決定を受けた事業は、補助の対象外とする。

2 宿泊施設や観光施設に対し補助事業者が主体となって取り組む次に掲げる事業（ただし、宿泊施設に対して取り組む事業は、(2)に限る。）を「国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業」とする。

- (1) 感染症対策として行う、混雑状況の「見える」化システム又はトイレにおける非接触型の自動水栓若しくは自動ソープディスペンサーの整備に係る事業（以下「感染症対策整備事業」という。）
 - (2) 災害時対応として行う、非常時において無料で利用が可能なスマートフォン等携帯電話の充電スポット又は公衆無線LANの整備に係る事業（以下「災害時対応整備事業」という。）
- 3 観光資源又は観光資源を周遊する間に外国人観光客が立ち寄る地点若しくは施設に対し補助事業者が主体となって取り組む次に掲げる事業を「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」とする。
- (1) 観光資源について、入場料等を除き、外国語表記を用いて、無料でその所在を案内するもの又はその由来等を紹介若しくは説明するものの整備に係る事業（以下「外国語表記整備事業」という。）
 - (2) 無料で利用が可能なトイレの整備に係る事業（以下「トイレ整備事業」という。）
 - (3) 自動翻訳機の整備に係る事業（以下「自動翻訳機整備事業」という。）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象とする経費は、前条第2項に掲げる事業にあつては、別表2のとおりとし、前条第3項に掲げる事業にあつては、別表3のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外とする。

（補助額の算出方法）

第5条 補助額は、補助対象経費に別表2又は別表3の補助率を乗じた額以内とする。ただし、別表2又は別表3の上限額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日等）

第6条 補助事業者は、第3条第2項に掲げる事業にあつては、神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付申請書（第1号様式）に別表4に掲げる書類を、同条第3項に掲げる事業にあつては、同交付申請書（第1号様式の2）に別表5に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限り

ではない。

ア 補助事業の内容にあつては、補助対象経費の20%以内の変更であり、かつ、補助金額の増額を伴わない場合

イ 別表2及び3に掲げるそれぞれの補助事業毎の補助対象経費において、その内訳を変更するときで、変更を行う内訳額のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する県の会計年度の3月10日までとする。ただし、3月10日が神奈川県の日を定める条例（平成元年3月28日条例第12号）に定める県の休日になるときは、県の休日の翌日をもってその期限とする。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 整備を行う施設においては、県が、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の策定する「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」により普及を促進する、「感染防止対策取組書」を掲示しなければならない。

(変更の申請及び承認)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、変更が適当であると認めるときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかつたときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、交付決定額の変更を伴う場合は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更交付申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、変更が適当であると認めるときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかつたときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金変更不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(中止、廃止の承認)

第10条 第8条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金中止・廃止承認申請書（第10号様式）に中止、廃止の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、中止、廃止が適当であると認めるときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第11号様式）により、通知するものとする。

3 中止、廃止が適当であると認めなかつたときは、神奈川県観光客受入環境整備費補助金中止・廃止不承認通知書（第12号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げができる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告及び調査)

第12条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、第3条第2項に掲げる事業にあつては、神奈川県観光客受入環境整備費補助金実績報告書（第13号様式）に別表6に掲げる書類を、同条第3項に掲げる事業にあつては、同実績報告書（第13号様式の2）に別表7に掲げる書類を添付して、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなすものとする。

(補助金の額の確定及び支払)

第16条 知事は、前条の実績報告があつた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 知事は、前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、神奈川県観光

客受入環境整備費補助金確定通知書（第14号様式）により確定額を通知するものとする。

3 知事は、第1項の額の確定を行った後、精算交付を行うものとする。

（財産の管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
(1) 不動産及びその従属物	10年
(2) 上記以外のもの	5年（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数が5年未満のものはその年数とする。）

2 補助事業者は、規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金財産処分承認申請書（第15号様式）を知事に提出するものとする。

3 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第20条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の所在地、名称又は代表者を変更したとき
- (2) 補助事業者が合併又は解散したとき

（暴力団の排除）

第21条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう))

(2) 代表者又は役員のうち、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、補助金の返還については、第14条の規定を準用する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

神社、寺院、又は教会	文化財を所蔵・附帯している、又は建築物や境内（庭園を含む）に歴史的・文化的な要素があるもの
城跡、城郭、又は宮殿	軍事又は行政府等としての目的で建造されたもの
庭園又は公園	鑑賞、散策等のために造成されたもの
動植物園又は水族館	動植物を飼育・栽培し、展示しているもの
博物館又は美術館	歴史的資料、科学的資料、美術作品又はコレクション等を展示しているもの
テーマ公園又はテーマ施設	特徴的な概念、テーマ等を表現し、それらを観光客が体験するために作られたもの
観光案内所	観光名所等の観光に関する様々な情報を提供する施設
観光拠点情報・交流施設	観光名所に関する情報及び地域との交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設

別表 2 (第 4 条、第 5 条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	上限額
感染症対策整備事業	観光施設設置事業者	1 混雑状況の「見える化」システムの整備 (1) カメラ、モニター等機器の購入に係る費用 (2) ネットワーク回線の設置に係る費用 (3) 設置工事費（ルート調査費、配線工事費、機器設置費、機器設定費等、システムの整備に必要と認められる費用） 2 トイレにおける非接触型の自動水栓の整備 (1) 機器の購入に係る費用 (2) 設置工事費 3 トイレにおける非接触型の自動ソープディスペンサーの整備 (1) 機器の購入に係る費用 (2) 設置工事費	2分の1	1事業者 800千円
災害時対応整備事業	宿泊事業者、観光施設設置事業者	1 スマートフォン等携帯電話の充電スポットの整備 (1) 非常用電源装置の購入に係る費用 (2) スマートフォン等携帯電	2分の1	1事業者 800千円

		話の充電機器の購入に係る費用 (3) 非常用電源装置及び充電機器の整備に附随する機器の購入に係る費用 (4) 設置工事費 2 公衆無線LANの整備 (1) 無線LAN機器の購入に係る費用 (2) ネットワーク回線の設置に係る費用 (3) 設置工事費（ルート調査費、開通工事費、配線工事費、機器設置費、機器設定費など、無線LAN環境の整備に必要と認められる費用）		
--	--	--	--	--

備考 借り入れた物件に係る賃借料、人件費、土地の購入費、登記手数料及び官公庁に支払う公租公課並びに補助事業実施後に必要となる光熱水費、通信費、清掃料、機器のメンテナンス費用、賃借料等の運用経費は補助対象外とする。

別表3（第4条、第5条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	上限額
外国語表記整備事業	民間事業者 （宿泊事業者は除く。）	1 観光案内板の作成及び設置に係る費用 2 観光マップ、観光ガイドブック、観光パンフレット等の作成に係る費用 3 観光アプリ及び観光ウェブサイトの作成及びリニューアルに係る費用 4 音声案内ツールの整備に係る費用 5 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認められたものの整備に係る費用	2分の1	1事業者 2,000千円
トイレ整備事業	民間事業者 （宿泊事業者は除く。）	1 新設に係る費用（整地費用は除く。） 2 建替えに係る費用（既存トイレの除去費用を含む。） 3 和式便器の洋式便器への改修に係る費用 4 便器及び手洗い場の増設に係る費用 5 内外装のリフォームに係る費用 6 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認められたものの整備に係る費用	2分の1	1事業者 3,000千円
自動翻訳機整備事業	民間事業者 （宿泊事業者は除く。）	購入に係る費用（自動翻訳機の購入費用に限る。）	2分の1	1事業者 100千円

備考 借り入れた物件に係る賃借料、人件費、土地の購入費、登記手数料及び官公庁に支払う公租公課並びに補助事業実施後に必要となる光熱水費、通信費、清掃料、機器のメンテナンス費用、賃借料等の運用経費は補助対象外とする。

別表 4 (第 6 条関係)

補助事業	補助金交付申請書添付書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 役員等氏名一覧表 (第 1 号様式の 3) 2 補助金振込先指定届 (第 1 号様式の 4) 3 補助金振込先の口座名義人 (フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し 4 補助対象経費の算定根拠 (機器等設置事業者又は工事業者の見積書等の写し) 5 第 8 条第 5 号に定める感染防止対策取組書を掲示している写真 6 宿泊事業者にあつては、旅館業営業許可書の写し
感染症対策整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 機器等整備箇所が分かる図面 2 トイレにおける非接触型の自動水栓又は自動ソープディスペンサーの整備の場合、整備前の写真 3 仕様書等成果物の概要の分かるもの 4 その他知事が必要と認める書類
災害時対応整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 機器等整備箇所が分かる図面 2 スマートフォン等携帯電話の充電スポット整備の場合、購入する機器の概要が分かるもの 3 公衆無線 LAN の整備の場合、仕様書等成果物の概要の分かるもの 4 その他知事が必要と認める書類

別表5（第6条関係）

補助事業	補助金交付申請書添付書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 役員等氏名一覧表（第1号様式の3） 2 補助金振込先指定届（第1号様式の4） 3 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し 4 補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書等の写し） 5 第8条第5号に定める感染防止対策取組書を掲示している写真
外国語表記整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内整備の場合、観光案内板等整備箇所が分かる図面 2 施設外整備の場合、観光案内板等整備場所が分かる位置図 3 整備前の写真 4 観光アプリ、観光ウェブサイトのリニューアルの場合、リニューアル前の主な画面を印刷したもの 5 仕様書等成果物の概要の分かるもの 6 その他知事が必要と認める書類
トイレ整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内整備の場合、便器等整備箇所が分かる図面 2 整備施設の所在地が分かる位置図 3 整備前の写真（外観、内観） 4 仕様書等成果物の概要の分かるもの 5 その他知事が必要と認める書類
自動翻訳機整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 購入する機器のカタログの写し 2 購入する機器の使用場所一覧表 3 その他知事が必要と認める書類

別表 6 (第 15 条関係)

補助事業	補助金実績報告書添付書類
共通	1 補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者又は工事業者の見積書、契約書等の写し） 2 補助事業に係る支出を証する書類（請求書、領収書（証）、金融機関の受付印のある振込用紙等）の写し
感染症対策整備事業	1 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し 2 整備後の写真 3 その他知事が必要と認める書類
災害時対応整備事業	1 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し 2 整備後の写真 3 その他知事が必要と認める書類

別表 7 (第 15 条関係)

補助事業	補助金実績報告書添付書類
共通	1 補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書、契約書等の写し） 2 補助事業に係る支出を証する書類（請求書、領収書（証）、金融機関の受付印のある振込用紙等）の写し
外国語表記整備事業	1 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し 2 整備後の写真（印刷物の場合は除く。） 3 成果物が観光アプリ、観光ウェブサイトの場合、主な画面を印刷したもの 4 成果物が印刷物の場合、現物 1 部 5 その他知事が必要と認める書類
トイレ整備事業	1 工事業者からの工事の完了に係る書類（又は検査済証）の写し 2 整備後の写真（外観、内観） 3 その他知事が必要と認める書類
自動翻訳機整備事業	1 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し 2 購入した機器の写真 3 その他知事が必要と認める書類

備考 検査済証とは、建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)に規定するものをいう。